



大蔵省印刷局発行

省 令

○農林水産省令第一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号及び第十六條の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年一月十八日

農林水産大臣 大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の三の項植物の欄中「及びマンゴウ属植物」を「マンゴウ属植物及びヒロセレウス属植物」に改め、同表の四の項植物の欄中「ビンダ種、ランバート種、レーニア種及びパン種」を「ガイナーラ種、パン種、ビンダ種、ランバート種及びレーニア種」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。